

# カントの永久平和論

長戸路 千秋

「善のあらゆる萌芽は更に一層生長させられるべきであると私は固く信じている。それらの芽はわれわれの内に存している。人間は社会的全体として創造されたのである。かかる全体は、いつかは最大の完全性に達しなければならないし、またおののの個人も、その完全性のうちに達しなければならない。そのような時が到れば、その完全性は恒久に存在するのである。」Kant, Akademie-Ausg. Bd. XV, S. 784.

## 1.

史上比類のない惨禍を引き起した第2次世界大戦が終息するとともに、再びこのような事態を繰り返すことのないようにと、真の平和を希求する声が全世界の悲痛な要請として湧き起ってきたことは、もとより当然のことであって、もはやこれ以上戦争を繰り返すようなことがあれば、それは直ちに、いわゆる「人類殺戮兵器」の使用とつながり、そのため人類は滅亡するに到ることは必定であるとまでいわれる状勢に立ち到っていることは、今更ここで強調するまでもないことである。

かくて、われわれは、もはやヘーゲルのように、Weltgeschichte ist Weltgericht「世界史は世界審判」として、人類が性懲りもなく繰り返す戦争とそれに伴う戦禍を、諦観し去るには事態はあまにも戦慄に価するものとなっていることに思いを到さねばならない。

人類は生き延びなければならぬ。戦争は何としても防止されなければならない。そして、そのための国際的政治機構として、すでに第1次大戦後、League of Nations が設立され、その失敗ののち、第2次大戦後、それを改良した形での United Nations がつくり出されて今日に到っている

ことは申すまでもないことであるが、果してそれが十分に「永久平和」を保障するに足る機構とまでなっているか否かがどうしても問題となってこないわけにはいかないのである。

わたくしは、ここで、第1次大戦終息とともに、その大戦をもって「最終戦」たらしめるべく、アメリカ合衆国の当時の大統領 ウィルソンが、League of Nations の設立（1920年）を提唱するにいたる動機となつたカントの永久平和論にまで遡って、その理論的根拠をさらにもう一度洗い直して検討してみたいと思うのである。

そもそも、カントの永久平和論は、決して単なる人類愛的感情や実際的政治的方策を披瀝するに止まるものではなく、実に人間存在の根本理法からかくあるべきものとして、従つて、彼の全哲学体系を踏まえて、その上に構想せられているものであることに、まずわれわれは注意しなければならない。

この永久平和に関するカントの主著は、彼の晩年である1795年に出版された「永久平和のために」Zum ewigen Frieden であるが、彼にとってこの時期は、ちょうど政治的歴史的関心の最も昂った頃に属し、自然哲学者として若き日の出発をした彼が、偉大な批判哲学体系を完成し、やがて政治並びに歴史学者として長い思索生活の結末をつけようとした折であった。

カントは、この時既に三批判書によってその哲学体系を完成し、人間理性の諸能力を知識、道徳および審美の三領域において検討し、そこにおのおの普遍妥当の超越論的原理を確立したのであったが、その哲学は畢竟するに、いわば、Objekt でなく Subjekt に sich orientieren するところの人間の哲学であったといえるであろう。すなわち、その哲学体系を通観するとき、それは、方法論的には批判的、あるいは超越論的であったといえようが、対象的には、あくまで人間が問題とされていたのであり、しかもその人間は、必然の法則に従属する自然的存在者としての人間ではな

## カントの永久平和論

く、道徳法則に根拠する意志の自由の主体としての人間であったのである。

しかしながら、彼の哲学が、このようにして人間の哲学であり続ける限り、その対象は、ついには、単なる個人人格に止まるわけにはいかなかつた。カントによって最も煮つまつた厳肅な形で表象された人間は、周知の如く、「汝の人格における、及びあらゆる他の者的人格における人類性を決して単に手段として取り扱うことなく、常に同時に目的として取り扱うように行行為せよ」と呼びかけられる人間であったが、この「あらゆる他の者的人格における」という句の中には、既に理性的存在者（人格）の多数が自己目的として顧慮せられているのであって、このことは即ちカントにおける人間の観念が、決して単に個人たることにつきるものではなく、常に根底において個人相互の社会的結合関係を予想するものであったことを示しているのである。

しかも、この人間の社会的結合関係において、公的な政治的社會体が存在する。このことが、カントにおいて、時の哲学の影響の下に、個人から出発した道徳哲学の外に、やがて政治哲学が要請せられてきた所以であって晩年に及んでカントが批判哲学完成後、その興味を国家及び政治論に向け、これをもって彼の生涯に及ぶ思索生活の終曲符としようとしたことは、まさに彼の哲学的思惟の必然的帰趨であったといえるのである。

ここにおいて、国家内部にあっては個人の自由が問題とせられ、国家の外部に対しては世界の政治秩序との関係において国民の自由が問題とせられ、そして主としてこの後者の関係において、彼の永久平和論が展開せられたのである。

カントはこの著述によって、人間が単なる個人又は民族としてではなく全人類種族として、国家の内外の関係において、完全なる法的関係に立ち、もって普遍的な世界公民状態に入り、ここに人類永遠の課題としての永久平和を樹立せんことを求めたのである。

かくてカントの『永久平和のために』は、決して単なる時流に乗じた感

情的な、あるいは便宜的な老後の述作として軽視せられるべきのものではなく、それはまさに彼の全哲学体系における思想的発展と必然的関連を持ち、これによって彼の思想体系が眞の完結を見たとすらいい得るほどのものなのである。

この点において、西洋思想史に姿を現わした他の幾多の平和論が、単なる実際政治のための便宜問題や感情的な平和主義の宣伝に終始して、十分な哲学的基礎づけを欠いているのとは趣きを異にし、現今に到るもなおよく時代の制約、場所の制限を超えて、われわれに深い感銘を与える続けるに足る所以があるのである。

この故にこそ、この『永久平和のために』は、その出版当時から、並びにさき哲学者の国際政治論として非常な反響をひき起すことにもなった（その初版 1,500 部は僅か数週間のうちに売りつくされたという）のであってその影響は直ちに、単にドイツ国内のみに止まらず、革命の最中にあったフランスへも波及していったということである。

国内の諸誌は、あらゆる讃辞をもってこのケーニヒスベルヒの哲人の傑作の出現を歓迎し、フィヒテはこの書物を「カントの極めて重要な著書」*die höchstwichtige Schrift Kants* に數え、ゲーテもまたシラーに寄せた書簡において、この著を賞讃して、「カントの小著は私を驚かせた。この書はかの周知の思索方法で書きあげられたものであって、彼の造幣局から出てくるどの鎔貨もそうであるが、實に金玉の文字に満ちている。しかもその構造なり、文体なりからいってこの度のものはカントらしい型を破っている」と評価している。

しかしながら、他方、この書を彼の他の著述との関連において考えずに、この書にいわゆる国際的時事問題の速効的な解決法を求めようとした人びとには当然ある程度不満の念をいたさせたこともまた当然のことといわねばならない。現に、フンボルトの如き、シラーに宛てた書信で、「概してこの書は大して重要なものではない。これまでに彼の著書に見られないよ

うな考えは全然含まれていない。しかもその大部分はサン・ピエールから出ている。しかし私は著者の個性を卒直に、また面白くえがき出したものとしてこの書をよろこびむかえる。天才的なものがところどころに現われているし、非常な熱意と想像力をもって書かれている。ただ、その民主的な調子にいたっては全然自分の志向に合わない。おそらく君もそうであろうと思うが」といっていることが注意されなければならない。これはまさにゲーテがこの書の長所としたところを、フンボルトは逆に短所と見ていることを示すものであるが、わたくしは、むしろ、このようなフンボルトによるこの書の批判の言葉の中に、かえってカントがこの書をものした眞の意図がよく読みとられていると思うものである。なぜなら、カントは、何度もいうように、決して単に感情的、便宜的あるいは実際的な平和論を開する目的でこの論文を書いたのではなく、彼の全哲学体系の、いわばフィナーレとでもいうべきものを、この書のような形で表現したものであったため、このような、「新しいものは何もない」という批判もでてくるのは止むを得なかつたといわねばならないからである。

かくて、この両者の、この書に対する評価に大きな差こそあれ、それぞれの言葉から、当時の人びとの目にも、この著書が如何に他の著述と一貫した態度をもつてものせられているものとして映じ、かつ、その故をもつて賞讃を博したものであるかが察せられるのである。

まさにこの『永久平和のために』は、小著とはいながら、既に展開されていた実践哲学の基礎の上に、法律哲学と歴史哲学とを構え、そしてその両者の頂点をなすものとして構成せられているものであつて、カントによれば、法の目指すところ（理念）は永久平和であり、歴史の窮極するところもまた永久平和であるが、本書はその簡潔な敍述の中にこの両者を巧みに融合させて、彼にとっていわば全思索生活の結論、あるいは、後世に残した彼の哲学的遺書ともいえるものとなっているのである。

## 2.

この『永久平和のために』は、さきのゲーテの言葉からも幾分察せられるように、カントの著述としては奇抜にも、国際条約の形式で書かれた「哲学的試論」*Ein philosophische Entwurf*と銘打ったものであって、時の人びとを驚かせるに足るものであった。

しかしながら、その半面、その敍述はきわめて簡潔であって、従って、この著書のみから彼の永久平和論の全貌はうかがい難い憾みがあり、そのためこの『永久平和のために』を論じるに当っては、その論述の不備を補うために絶えず他の著作を参照しなければならないことになるのである。

就中、この論文は、永久平和を論じつつも、永久平和（の理念）そのものは、何故に求められるべきであるか、また、如何なる根拠の下に永久平和は人間社会において権威に値するものであるか、あるいは、何故に戦争が道德上徳であるか等の根本的考察、これを一言にしていえば、永久平和そのものの倫理学的基礎づけを欠いているのである。

おそらくその理由は、この論文が、簡潔な条約の形式をもって書かれたものであるため、この中には盛り込み得なかったこと、ならびに、戦争が倫理学上悪であること、すなわち「戦争あるべからず」*Es soll kein Krieg sein* という普遍的に通用すべき禁令は、実践理性の要請として当然第二批判より導出せられるべきものであり、さらにまた、後に出ることになっていた『法学の形而上学的基礎』*Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre*, 1797 を予想して、ここでは省略せられているものというべきであろう。

それ故、これらの諸点を、さしあたり、この書によらず、他の著述を参照することによって明らかにしておかねばならない。では、何故に平和はわれわれが追求しなければならぬ目的となるのであるか。そもそもカント

によれば、人間の理性は自然界及び道徳界に対する二重の立法の源泉である（カントのいわゆる二世界説 *Zweiweltentheorie*）。

まず自然界についていえば、因果律その他の自然科学の基本原理は、主観を離れて客観の世界に内在する法則ではなく、認識主観が拠って以て客観界を構成するところの原理に他ならず、この意味において自然の認識、従って所謂自然界なるものは、人間の理性の所造であり、我の所産に他ならない。因果必然の理法が全自然界を通じて絶対の確実性を以て行われるのは、自然そのものが、この理法を存在の形式として、これによって構成されているためにほかならない。まさに人間の理性が自然界の立法者であるが故にこそこのようなことが起り得るといわねばならない。

次に、道徳界についていえば、それは人間にとて超感性的（超経験的），人格的な世界であり、そこでは、自然界とは異った別箇の原則が働く。自由の原理ないし当為の法則がすなわちこれであって、それは道徳的信念の主体である人が、その確信にもとづいて定立する意志の普遍的法則は、自然的因果律の如何にかかわることなく、必ず履み行われなければならないものである。

ここに因果律等に基づく自然科学的知識が、なるほど自然界における真理性は主張し得ることができるにしても、このことによって道徳的當為の要請を否定することは許されないことになるのであって、ここに自然科学的知識（経験的悟性認識）の限界があり、またここに、カントのいわゆる理論理性に対する「実践理性の優位」*Pramat der praktischen Vernunft*の思想が認められなければならないことになるのである。

もっとも、実践理性の定立する道徳法則であっても、それが何等かの内容を含むとすれば、その限りにおいて必ず経験的事実の制約を受けるため、相対的であり蓋然的であることを免れない。ここにおいて、意志の準則を示す道徳律が、時代により、場所により、歴史により、民族によって種々様々な相異を示すのはこれによるのである。

さらに理論理性にもとづく自然科学的知識についても、それが悟性認識の先天的形式に関する限りにおいて普遍妥当性を持つものであり、ただ知識の内容に到っては、経験とともに変化し、従って、そこには絶対的な普遍性並びに妥当性は見出し得べくもなく、ただ相対的蓋然的たるを免れないのである。

同様にして、道徳律においてもまた、具体的な内容を持つ規定としては、決して絶対的な普遍性必然性を主張できないのであって、ひとりただ、道徳が道徳として認められるための純粹形式だけが、民族の相異、歴史の推移を越えて永遠普遍の権威をもって人に臨むことになるのである。

カントは、このような純粹形式的な法則を「定言命法」*kategorischer Imperativ* と名づけ、それに次のような表現を与えた。すなわち、「汝の意志の格率が常に同時に普遍的立法の原理として通用し得るように行はせよ」と。このような意志の普遍妥当な法則は、人が自己の内なる理性以外の権威に従う他律の命令ではなく、人が自分自身の理性のうちに規定根拠を見出す自律の原理である。

かくて、人は、その理性に基づき、認識の領域において自然界に法則を与える立法者であると同時に、それをふみ越えた道徳の世界においても、みずから、自己の意志を規律すべき法則を与える立法者である。従って人格は常に自然並びに道徳の立法者としての尊厳性を以て遇せられるべきものであって、如何なる場合にも他の目的の單なる方便となり手段となるようなことは許されない。

ここにおいて定言命法はさらに進んで、「汝の人格における、及び、あらゆる他の者の人格における人類性を、常に同時に目的として取り扱い、決して単に手段としてのみ取り扱うことのないように行はせよ」ということになるのである。

かくて、道徳界の立法者である人格は、自己目的を有する自主的存在であり、自己以外の規定根拠を排除し得る自由意志の主体である。道徳の世

界は自由の世界であり、実に意志の自由は道徳を可能ならしめる唯一の根拠なのである。自然界においては因果の法則が支配するが、道徳界においては当為の法則が、この自然界を支配する因果の法則を克服して支配する。すなわちここでは峻厳な当為 *Sollen* の前に存在 *Sein* は膝を屈しなければならない。そこに自由が輝く。「汝為すべきが故に為し能う」 *Du kannst, denn du sollst.* というカントの大膽な立言は、この道徳的人格の自律性をいみじくも道破したものに外ならない。

しかしながら、人は一方において自由な道徳的存在者であると同時に、他方において感性的な経験界にも所属しているものであるため、現実の人間の道徳的自我は絶えずその感性的自我によって不純化され、その奥底より響き出る理性の要求は、しばしば感性的な個人的欲求によって動かされることを免れない。

ここに人間生活における理想と現実、当為と存在との無限の相剋があり従ってまた、ここに人間の共同生活を不可能ならしめる感性的欲求相互間の対立抗争、肆意と肆意との矛盾衝突の危険が存在する。それ故に、もし人間が歴史の窮極点において真の自由世界、真の道徳的世界、カントの言葉を用いれば、「目的の王国」、そして、それを具体化していえば「永久平和」の国を、実現すべきであるならば、現実の状況にあっては、まず人ととの間に肆意の限界を定め、かつ、人間の社会的共同生活を外面的に保障するための諸条件を設けて置くことが絶対的に必要とされることになるのである。

かくて、道徳的理想と現実的生活との接觸面に、道徳に奉仕しつつも、なおかつ道徳とは異り、肆意の單なる外的關係を規律する規範がなければならぬことになる。これがすなわち法であって、カントによれば、「法とは一人の肆意が、他人の肆意と自由の普遍的法則に従って調和せしめられることができる条件の総和である。」 *Werke (Cassierers Ausg.)VII, Rechtslehre, S.31*

ゆえに、カントによれば、法は、道徳に対して次のような二重の関係に立っている。すなわち、法は、その根底において道徳に従属するものでなければならない。けだし法的共同生活は人間の実践的・道徳的本質の具現であり、その法則は実践理性の原理から誘導されるべきものであるからである。しかしながら、このようにして道徳の原理から導き出された法の法則は、他面、道徳から分化した特殊性を有する。すなわち、法は義務の実行を命ずる点で道徳とは異らず、かつ、法的義務は道徳的義務から派生したものでなければならないが、道徳が義務の履行の内面的動機を直接の問題とするのに反して、法は、あえて内面的動機の如何を問わず、単に外面上に義務に合致することをもって満足する。「道徳性」 Moralitat は、法則に基づく義務の理念に対する尊敬が、その行為の動機、すなわちその行為の規定根拠である場合においてのみ認められ、「合法性」 Legalitat は、その動機の如何に関わりなく、単に外面上に法に適合するところに認められるのである。このような行為の単に外面上の合法性は「強制」によっても実現させられることができるが、これに反して、道徳性は強制の契機を含まない。かくて、法は道徳とことなり、強制と不可分離の関係に立つものといわねばならない。

このようにして、カントは、法と道徳との区別の基準を法の外面上性、ことに法に結びついた強制の契機に求めたのである。ここにおいて、法は人が各自無制限な肆意によって相互に侵犯し、その結果、各人の自由が相互に蹂躪せられ、この理性の荷い手である目的自体としての人格の品位、あるいは尊厳性が毀損せられ、結局において相互の人格が、単なる手段と化する結果に到ることを、強制力を以て防止する機能を有するもの、いな有すべきものとせられるのである。

法はまさに、この肆意による相互侵害を調停し、道徳的自由実現の妨害を抑制し、目的自体としての人格の品位を擁護するために成り立つものに外ならない。法はこのような意味において実践理性によって要請せられる

のである。

しかしながら、法の可強制性は單なる個人相互の関係においては十分な効力を發揮することはできない。どうしても個人の意志を超越した団体の「全体意志」Gesamtwille があって、個人の自由活動をして、他の多数個人のそれを妨害し、停止させないような一定の限界内においてのみ認めることによって、始めて十分な効果を期待し得るのである。このような団体がすなわち国家である。このようにして、次には国家が、法の十全な実現のための機関として、実践理性によって要請せられてくるのである。

かくて国家は、その性質上必然的に個人に対して強制力を有しなければならないのであるが、しかし他面において国家は、本来人格の自由と尊厳とを擁護するために成立するものであるから、その強制力は単に一人もしくは一部のものの肆意に基いたものではなくて、成員自身の「共同立法」Gemeinsame Gesetzesgebung に基づいたものでなければならない。すなわち、国家の強制は、その成員の自律にもとづく強制でなければならないのであって、この共同立法のみが、成員を強制することができるといえるのである。この意味において、国家は成員の相互契約に基づいて成立するものであるということができる。換言すれば、人間はみずからの道徳的自由を守るために、その自由な意志によって相互契約を結び、ここに国家を成立せしめるのであるということになるのである。

さて、これは明らかに国家契約説である。しかしながらここで注意すべきことは、カントの国家契約説は、彼以前のそれのように、この契約をもって人類発展の一定段階における歴史的事実であることを主張しようとするものではなくて、すべて国家は論理上その法的構成において、このような国家契約を前提しなければならないと考えたに止まるのである。従ってカントにとってこの契約は、時間的歴史的な出来事ではなくて、超時間的理念であったのである。

これを要するに、カントによれば、国家は実践理性の要請に基づき、強

制力をもって人間の感性的欲求相互間の矛盾衝突を防止調停して、人格の自由と尊厳とを擁護することを課題として存在するものである。従って、その政治は、それが国民の契約に基づいて存立するものと考えて行われなければならない。しかるに、無国家状態においては、法の強制力が不完全であるために、人は常に他人との対立衝突から保護せられていないことになる。ここに少くとも言葉の上では、ホップスが説いたのと同じく、「万人の万人に対する闘争」*bellum omnium contra omnes* が現出されることになるのである。まさに、このような国家及び法が存在するため、各人の自由は保障せられ、人格の尊厳は保護せられ、各人は他の者の単なる手段となり終ることを防止せられており、かくて、万人闘争の道徳的悪は、少くとも国家内部においては有効に廃除されることになるといえるのである。

しかるに、ひとたびこのようにして成立する国家の对外関係に目を転ずるとき、どのような事態がそこに展開されているであろうか。申すまでもない。そこにはなおカントにとっていわゆる自然状態すなわち無法律状態が依然として支配し、強国互いに実力をひっさげて相争う赤裸な闘争場裡が存在するのみである。

では、国家内部における闘争は法を破り道徳を傷つける罪悪であるが、この自然状態における国際関係にあっては戦争は罪悪ではないのであろうか。なるほど、国際的紛争を律すべき超国家的主権は存在しない。何れの国家も他の国家を裁くべき法的権限を有しない。国家間における紛争の解決は、ただ実力行使に俟つ他はない。よって戦争に際して、国内では最も凶悪な犯罪とされる殺人が、あるいは傷害が、きわめて組織的に、しかも最大の規模においてなされ、さらにこのような戦争における大いなる働きは、偉大なる勇気として美德とされ、人びとにとって驚嘆の対象であり、また大いなる尊敬の理由とされているのである。

しかしながら、カントにとっては、闘争が道徳的に悪であることは、国

## カントの永久平和論

家内部におけると国家関係におけるとで何等異なるところがあつてはならなかつた。彼においては、個人が自律的であつて、それ故単なる手段としてではなく、常に同時に目的自体として取り扱わなければならなかつたのと同じく、このような多数人格の根源的契約に基づいて成り立つ国家もまた一つの自律的存在者としてその人格性、尊厳性が承認せられるべきであつて、それ自身他の国家によって単なる手段としてではなく、常に同時に目的自体として取り扱わなければならぬものであつた。この意味において、国家もまた厳然たる道徳的人格でなければならなかつたのである。

このような、国家が他の国家と、相互の協定に基づく法によらないで、相互の要求の正邪を決するために戦争に訴えることは、相互に他を目的自体として認めることなく、単なる手段として取り扱うことに他ならない。かくて、国家間の戦争は、個人間の闘争と同じく、道徳上の惡であり 実践理性の要請に反するものといわなければならぬ。『法学の形而上学的基礎づけ』におけるカントの言葉、「われわれのうちなる道徳的、実践的理性は不可抗的禁令を下していゝ、戦争あるべからず、自然状態（無法律状態）における我と汝との間における戦争たると、対内的には法律状態にありながら、しかも対外的には（対立関係においては）無法律状態にあるところの諸国家としてのわれわれの間における戦争たるとは、問うところではない。——けだし、それは人が彼の権利を追求するためにとるべき方法ではないからである」 Werke VII, Rechtslehre S.161 はこの意味で理解できるのである。

では、どのようにして国家間の戦争を防止するか。カントはそれに答えていゝ。「相互に征服し、あるいはその権益を抑圧しようとする意志は、常に存在している。そのために決して縮少することのない防禦のための戦備は、戦争よりもかえってしばしば平和を圧迫し、かつまた国内的安寧を破壊するものである。そこでこれに対しては、各国家を服従させるべきところの、力を伴う公法に基づく国際法（各個人の公民的、あるいは国家的

法律から類推される) より外に、如何なる手段もあり得ない」 Werke IV,  
Über den Gemeinsbruch. S. 397 と。

国際社会もまた自然状態を脱して法律状態に入らねばならない。人類の永久平和を目指して、ここに世界的法律状態が要請せられてくるのである。では、永久平和は如何なる制約の下に可能であるか。また如何なる形態をもって実現せねばならないか。さらに、このような永久平和は如何にして人類歴史の進行中に実現し得るか。われわれは、これらの問い合わせに対する解答を、この著『永久平和のために』の中に集約された形で見出すのである。

### 3.

前にも触れて置いたように、『永久平和のために』は平和条約の形式を模して書かれており、それに盛られた内容は、先ず、永久平和を根底から不可能にするような事柄の禁止（カントの頃、そのようなことが、ヨーロッパの国際政局において、外交術策として当然のことのように行われていた）を目的とした消極的条件ととしての 6ヶ条の「予備条項」 Präliminarartikel, 次に、永久平和を積極的に実現するための指示する 3ヶ条の「確定条項」 Definitivartikel, さらにこの道徳的理念に真向から敵対するはずのエゴイズムが、皮肉にも、この永久平和という窮屈目的達成に助力するものであることを論証する「永久平和の保証について」 Von der Garantie des ewigen Friedens, 及びプラトンの「哲人政治」の近代版ともいべき考え方を展開する「永久平和のための秘密条項」 Geheimer Artikel zum ewigen Frieden と、これに加えるに二つの「追加条項」 Zusatz とをもってしている。

予備条項、並びに、そのそれぞれについてのカントの説明を要約的に解説してみると、次の通りである。

1. 「後々の戦争をひきおこすような材料を秘かに留保して締結され

た平和条約は、決して平和条約とみなされてはならない。」

なぜなら、このような条約は、眞の平和を求めるものとはいえず、そこにはただ「敵対行為の延期」、いいかえれば、「休戦」があるに過ぎないからである。すなわち、それでは表面的にはあたかも平和を求めるような態度を示しながらも、内心は、現在行われている戦争による疲労を回復して、他日、適当な機会があれば、再び相手国に戦いを挑もうとする陰険な術策を秘めた条約に外ならないからである。このような策略は、永久平和の理念の前には、絶対的に許すべからざるものといわねばならない。またこのような術策を寛大に見過ごすような雰囲気をいささかでも残存させる限り、人間にとって永久平和は、永遠に無縁のものとなり終るものといわねばならない。

2. 「大小の如何を問わず、いかなる独立国家も、継承、交換、売買あるいは贈与によって他国家の所有とせられてはならない。」

いかなる独立国家も「道徳的人格」者であって、「一個の財産」Patri-monium として取り扱われるべきものではなく、それ自身一つの目的であって、決して単なる手段としての「物件」Sache とみなされてはならない。そもそも国家を物件とみなすことは、上述の「根源的契約」の理念に背反すること最も甚だしいものといわねばならない。したがって君主にとっても国家は決してその私有財産ではなく、これを国民の意志に反して相続、交換、売買、又は贈与によって他の国家に併合させることは許さるべきことではないのである。<sup>1)</sup>

3. 「常備軍 (miles perpetuus)<sup>2)</sup> は時を追うて撤廃せられなければならない。」

なぜならば、常備軍は常に他国に対して脅威となり、やがては底知れぬ軍拡競争をひきおこし、ついにはそのために、それぞれの国家をしてその龐大な軍事費負担に堪えかねさせる結果となり、あげくの果てに、平和よりもむしろ短期間の決戦を選ばせるに到るおそれが多分にあるからであ

る。さらにその上に、「人を殺し、あるいは人に殺されるために」人を雇うような所為は、人をもっぱら手段として取り扱うことであって、道徳的人格の尊厳を損うこと最も甚だしたものであるからである。

4. 「国家の対外的紛争に関連して如何なる国債も起されてはならない。」

国債制度は、国内経済のために極めて有効なものであって、現世紀における商業国民の巧妙な発明といえるが、対外紛争のための国債は平和攪乱の重大原因となるといわねばならない。なぜなら、一方において、これによって戦争のための資金調達の可能性を大きくして開戦を容易にし、他方において野心的な支配者の好戦慾を刺激して投機的戦争に着手させる有力な原因となるに到るからである。しかもそれのみならず、このようにして益々増大していく負債は、ついには、国家の破産を不可避的にみちびき、このことによって、ひいては負債のない国家にも損害を蒙らせるに到ること必定であるからである。

5. 「如何なる国家も、暴力をもって他国の体制及び統治に干渉してはならない。」

なぜなら、国家は、それぞれ独立の自主的人格であって、他国がその内政に干渉することは、その自主権の侵害であり、その国家人格の尊厳を毀損する所為にほかならないからである。しかしながら、このような干渉はその国に内乱等が勃発した際しばしば行われるところであって、その内乱が自国民に「悪例」を示すということをもって口実とするものである。<sup>3)</sup>

しかしながら、このようなことは許されるべきことではない。むしろ他の「悪例」は、自国にとって警告として役立つものといえるであろうしまた一般的にいっても、一の自由人格が、他の人格に与える、いわゆる「悪例」も、ただ「悪例」であるというだけの理由で、直ちに自國に対する傷害と見られるべきではない。

なお、一国が分裂して二つの部分に分れ、そのおのおのが、それぞれ全体

に対する主権を主張する際、その何れかを他国が援助することもまた同様に許されるべきことではない。なぜならその内乱が終結しない間は、その国家は、いわば、単に内部的疾患に悩まされているに過ぎきないのであって、この際、このような行動をするのは、一個の独立した国民の権利を傷つけ、その国家的人格の尊厳を毀損すること甚だしい反道徳的行為となるからである。

6. 「戦時中如何なる国家も、将来の平和において、相互の信頼を不可能にするような敵対行為を決してしてはならない。例えば、暗殺者（percussores），毒殺者（venefici）の使用、降服条約の破棄、敵国における暴動（perduellio）の煽動等。」

これは卑劣きわまる戦略である。なぜなら、たとえ敵対国家間においてであっても、相手国の態度に関して、何等かの信頼が常に残存していることが必要であって、そうでないと、相互間に軽侮や憎悪や恐怖の念を過度に昂進させる結果となり、はては、後のちの如何なる講和条約締結をも不可能にし、ついには殲滅戦（bellum internecinum）を招きよせるおそれがあるからである。もし殲滅戦となれば、結局は、世界は戦争によって滅亡していく他はない。そして「永久平和」は皮肉にも、ただ人類の巨大な墓地の上の墓碑銘として用いられる外に意味のない言葉と化し去るであろう。

それゆえ、このような戦争、従ってまた、このような戦争にまで事態を必然的に導いていく上記のような手段の使用——それは、他人の卑劣な心情を利用するすことであって、実践理性の要請に真向から衝突するものである——は絶対に禁止されなければならない。さらに、このような卑劣な手段の使用は、単に戦時中に止まることなく、必然的に平和時に波及し（例えばスパイの使用），ついには如何なる平和の企図をも根底から空しくするものであるからなおさらのことである。

さて、以上の、カントが「予備条項」として掲げた六つの箇条を概観して見ると、われわれは、そこに彼に似つかわしからぬ雑然さがあることに気づかざるを得ない。すなわち、そこには漫然とした羅列があるだけであって、なんら相互に組織的な脈絡が見出されないからである。

この点について朝永博士は、その著『カントの平和論』において、クーノー・フィッシャーの説明を引用して、カントの本来追るべきであったとする論理に従って、これらを体系化し、このような雑然さを救おうとせられている。しかしながら、このことが果して必要なことであるかどうかは疑問であるといわねばならない。なぜなら、カントの意図としては、従来の平和論の多くが、主として提唱してきたところの、戦争の防止、あるいは、戦争を引き起こす有力な原因とされるものの除去のための諸方策は、決して根本的な人間認識から発するところの、いわば抜本塞源的な理論とはいえるものではなく、単に表面的な政治的びほう策の提唱に外ならず、実質的には單なる相互的休戦関係（カントの言葉を借りれば、それは單なる「戦争の延期」）を維持促進させることを主眼としているに過ぎないことに飽き足らぬ思いをしながらも、それらのうち比較的重要と思われるものを選び出して、ここに、永久平和のための予備的条件として掲げ、そのそれぞれに彼の立場から短かい解説をつけ加えたにとどまるものと解せられるからである。

従って、ここには未だ積極的に永久平和を可能ならせる必然的制約としての国際的客觀的政治秩序の組織原理はもとより見出し得ようもなく、せいぜい諸国家の対立（カントのいわゆる自然状態）を前提としながらも、相互に他国家の人格を尊重して、その間に、憎悪や敵意の釀成を防止し、出来得る限り戦争を引き起させないための諸制約があるだけである。もちろん、このような諸制約によっても、国際社会にある程度の表面的一時的な平和を継続させる可能性はあるであろうが、それは決して鞏固なものではあり得ないといわなければならない。

では何故に、カントに到るまで、平和を求める努力の殆どすべてが、このような一種のびほう策に終っていたか。その理由はほかではない。従来の政治学がその思想の根底において、個別国家をもって政治の窮屈の秩序とし、どこまでも相互に併存し、対立する国家の政治を基準として、平和問題を処理しようとするに止っていたからである。

もっとも、このような国際的自然状態（法の欠陥状態）においても、なおある程度においては、複数国家間に同盟ないしそれに類する組織は成り立ち得たであろうが、それらは所詮、何れも国家人格、国民の自由の、眞の保障とはなり得ず、せいぜい国際社会における物理的権力の平衡状態を求めるための術策の域を出るものではなかった。

このように単なる勢力の均衡、balance of power によって永久の世界平和を実現しようとする試みは、カントにとって、所詮「スイフトの家——それは大工によって、あらゆる均衡の法則に従って、非常に完全に建築せられたが、一羽の雀がそれにとまった時、直ちに崩れてしまった——のように、単なる空想に過ぎない」 Werke VII, Über den Gemeinspruch, S. 397 ものといわねばならないのである。

かくて、真に永久平和を求める道は、ただ国際法の確立（現在に到るもなお確立されているとはいひ難い）によって、世界の法秩序を完成するより他はないのであって、断じて「勢力の均衡」によるものであってはならないのである。

したがって、カントは、このような性質を持つ「予備条項」についてはただ比較的重要と思われるものを、いわば本建築にかかる前の地馴らし工事として、羅列するに止まり、深く論及することを避けているに過ぎないのであって、その結果、前述したような批判もでてくるのは止むを得ないことといわねばならないのである。

かくて、彼の構想する永久平和樹立のための根本方策は、この「予備条項」においてではなく、次の「確定条項」において求められなければならない

ない。そして、そこにおいこそ、われわれは、他の幾多の平和論とは異なる、カントの平和論の特異性を見出すことになるのである。（未完）

- 注 1) カントの時代、これらのがほとんど常識的に行われ、国際紛争の有力な原因となっていた。
- 2) 当時にあっては、徴兵制度による軍隊ではなくて、職業的戦士としての傭兵であった。本条項においてカントが否認するのは、この傭兵制度による軍隊であって、「国民が自発的に定期に武器に習練し、もって、自己と祖国とを他国の攻撃に備える」ための軍隊ではなかった。
- 3) カントは、ここで特に、ヨーロッパ各国が革命最中のフランスに対してとった態度を念頭に置いている。